

番号：150422

国名：ヨルダン

担当：人間開発部保健第1グループ保健第1チーム

案件名：シリア難民ホストコミュニティにおける村落保健センターのリプロダクティブヘルス・
家族計画サービス向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年7月中旬から2015年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：
国内 0.45M/M、現地 0.70M/M、合計 1.15M/M
- (3) 業務日数：
準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 21日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2015年6月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ヨルダン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ヨルダンにおいては、疾病構造は先進国と類似しており、死亡原因のおよそ4分の3は非感染症疾患であり、プライマリーヘルスケアサービスの利用率も高い（予防接種率93%、産前検診7回以上の受診率77.8%、施設分娩率98.8%）。他方で、合計特殊出生率は3.5（Demographic Health Survey 2012）であり、中東の平均3.2（World Health Observatory 2013）よりもやや高く、かつここ10年間横ばいである。その理由として近代的避妊法の普及率の低さ及び家族計画ニーズの充足率の低さが挙げられる。避妊実行率を見ると、2002年の56%から2012年の61%まで微増しているものの、このうち近代的避妊法は41%から42%と変化が見られず、伝統的避妊法が依然19%を占めている。伝統的避妊法の使用率は、エジプト2%、モロッコ11%、チュニジアでは8%であることから、ヨルダンの伝統的避妊法の比率は高く、改善が必要といえる。

また、近年の内戦によりシリア難民が急増しており、保健医療サービスを圧迫している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、ヨルダン国内のシリア難民は、約63万人（2015年4月時点、UNHCR）で、難民の約8割が難民キャンプ外で生活している。県別難民数は、アンマンが最も多く165,907人（全体の26.4%）、次いで北部地域のイルビッド141,724人（22.6%）、マフラック72,469人（11.5%、難民キャンプを除いた数）である。特に北部のイルビッド県では人口の約14%、マフラックでは約50%を占めている。National Resilient Plan（2014-2016）及び2014年8月にJICAが案件形成支援のため実施した現地調査によれば、北部地域では一部病院でベッド占有率が100%を超え、マフラック県では産科病院における自然出産のうち60%、帝王切開の50%をシリア人が占めている状況である。また、シリア難民の家族計画ニーズの充足率に関して具体的に示した報告書は存在しないが、出産数を踏まえれば高いニーズがあることが推測され、シリア難民にリプロダクティブヘルス・家族計画を含む保健医療サービスを提供すると共に、ヨルダン人に対する保健医療サービスの量・質を維持することが課題となっている。

JICAは1997年以降、家族計画及び女性のエンパワメントに焦点を充てた協力を実施しており、直近では2006年から2011年まで、南部4県（カラク、タフィーレ、アカバ、アマン）を対象に「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」を実施し、村落保健センター及びコミュニティにおいて、女性のエンパワメントと結びついた家族計画/リプロダクティブヘルス活動を展開した。

上記のような状況及びJICAの過去の協力実績を踏まえ、ヨルダン政府は難民流入の多いヨルダン北部地域（イルビッド県、マフラック県、バルカ県、デール・アラを想定）のホストコミュニティのヨルダン人住民及びシリア難民双方を対象に、最も地域に近い医療施設である村落保健センターのリプロダクティブヘルス・家族計画サービスを中心とした保健医療サービスの向上を図る技術協力プロジェクトを要請した。

保健分野の国家戦略文書「National Health Strategy」（2013-2017）においては、保健サービスの質・安全性・継続性の向上、非感染症疾患の予防、リプロダクティブヘルス・家族計画・小児ケアサービスの強化等が重要課題として挙げられている。また、シリア危機を背景に策定された「National Resilient Plan」（2014-2016）では、ホストコミュニティにおける有病率と疾病リスクの上昇、保健医療サービスへのニーズ急増及びMDGs指標等重要な保健指標の悪化のリスクが指摘されており、これらに対応するため保健システムのパフォーマンス向上、保健支出の管理、感染症疾患・非感染症疾患の予防を目標に掲げており、本プロジェクトは上記国家戦略・計画に即した内容となっている。

本詳細計画策定調査は、シリア難民及びホストコミュニティのヨルダン人住民双方に裨益する協力デザインとなるよう留意しつつ先方政府機関との協議や関係機関への聞き取りを行い、詳細活動計画（案）についてヨルダン保健省と協議・合意し、その内容を協議議事録（M/M）として取りまとめ、署名・交換すること、及び当該プロジェクトの簡易事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力しつつ、担当分野に係る以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015年7月中旬)

- ①要請書・関連資料(「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」報告書等)を収集・分析し、要請の背景やヨルダン保健セクター概況について把握する。
- ②先行技術協力プロジェクトの内容を把握し、ヨルダンの保健セクターにおける日本の協力を整理・把握する。
- ③難民キャンプ外におけるシリア難民の保健医療事情、他ドナー等による類似案件に関する情報を収集する。
- ④上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針(案)を検討し、C/P 機関や当該地域県保健局、他ドナー等に対する質問票(英文)を作成する。
- ⑤Project Design Matrix (PDM)案、Plan of Operation (PO)案(共に英文)を検討する。
- ⑥調査団打合せおよび対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年7月中旬～8月上旬)

- ①JICAヨルダン事務所との打合せに参加する。
- ②ヨルダン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③先方政府および関係機関との協議、現地調査に参加する。
- ④ヨルダン側関係機関等に事前に配布した質問票を回収・分析すると共に、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア)ヨルダンの開発計画・保健政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ)ヨルダン保健省、対象県(イルビッド県、マフラック県、バルカ県、デール・アラを想定)、の実施体制(組織・予算・人員等)
 - ウ)当該地域における家族計画・リプロダクティブヘルスサービスの現状、村落保健センター、NGO等の運営する主に難民向け保健医療施設における提供サービスの内容、シリア難民・ヨルダン住民双方のサービス受療動向及び受診料支払い有無、家庭訪問実施可能性の可否等
 - エ)他関連ドナー・機関の関連援助動向
 - オ)その他協力内容策定にあたり必要な情報
- ⑤上記確認・検討結果を踏まえ、予め作成したPDM(案)、PO(案)、討議議事録(Record of Discussions)案およびM/M案の修正・取り纏めに協力する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果報告を作成し、JICAヨルダン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年8月中旬)

- ①現地調査結果および収集資料の整理・分析を行う。
- ②帰国後打合せ、帰国報告会等へ出席し、担当分野に係る調査報告を行う。
- ③担当分野に関する詳細計画策定調査報告書案(和文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下とし、電子データをもって提出することとする。
担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上してください）。航空賃については、日本—アンマン間のみを計上してください。ヨルダン国内の移動については、JICAヨルダン事務所が手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年7月19日～8月8日を想定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に8日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第1グループ保健第1チーム (TEL:03-5226-8363) にて配布します。

・2014年8月 JICA実施現地調査報告及び議事録

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

以 上